

第 6 3 号議案

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

第３８条第３項中「第７条第２項中「」を「第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。